

一般事業主行動計画の公表について

株式会社センチュリークリエイティブは、次世代育成支援対策推進法に基づき「一般事業主行動計画」を自社ホームページで公表いたします。

次世代育成支援対策法とは

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するために、国、地方公共団体、事業主、国民が担う責務を明らかにし、計画的に取り組んでいくためにつくられたものです。

一般事業主行動計画とは

企業が、次世代法に基づき、従業員の仕事と子育ての両立を図るために策定する計画のことです。

株式会社センチュリークリエイティブ行動計画

社員が仕事と子育ての両立をし、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにする事、また妊娠・出産・復職時における支援に取り組むため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 29 年 3 月 1 日～平成 31 年 2 月 28 日までの 2 年間
2. 内容

目標 1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 平成 29 年 3 月～ 法に基づく諸制度の調査
- 平成 29 年 11 月～ 制度に関するパンフレットを作成し社員に配布

目標 2：妊娠中や産休・育休復帰後の女性社員のための相談窓口の設置をする。

<対策>

- 平成 29 年 5 月～ 相談窓口の設置について検討
- 平成 29 年 9 月～ 相談員の研修
- 平成 30 年 1 月～ 相談窓口の設置について社員への周知